平成２３年（フ）第４２３号
仙台市宮城野区安養寺２丁目21番19号　コーポ橘103
債務者　丹野　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
宮城県塩竈市新富町３番２号　プロスパーマンションⅡ―102号
債務者　高橋　利江
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
茨城県水戸市元吉田町1776番地29　アトム元吉田マンション202号室、住民票上の住所茨城県ひたちなか市田宮原4176番地１
債務者　朶　　長子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２７６号
茨城県小美玉市竹原2232番地６
債務者　土井　一國
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
茨城県那珂市戸崎1564番地34
債務者　細谷　文彦
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
茨城県土浦市中高津２丁目４番32号
債務者　小林　幸太
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９号
茨城県土浦市荒川沖５番地34
債務者　田邉　安史
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８号
茨城県土浦市大岩田1715番地３　大岩田団地県営204―202
債務者　横山　和子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１号
茨城県つくばみらい市板橋2834番地５
債務者　上野　時子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２号
茨城県かすみがうら市稲吉東１丁目５番８号、前住所茨城県小美玉市中台828番地20
債務者　永井　将樹
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３６号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前２丁目16番地３　コーポさつきＢ205号
債務者　石村　秀彦
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８６号
金沢市本町１丁目９番６号、従前の住所石川県羽咋市石野町ト21番地４
債務者　山田　　努
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２０３号
石川県白山市日向町ホ11番地31、従前の住所富山県高岡市下麻生伸町859番地206
債務者　中野　佳子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号
金沢市田上新町233番地
債務者　水尻　　豊
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２７号
山梨県中巨摩郡昭和町河西621番地11　ドエル大栄301号
債務者　矢﨑　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
山梨県甲府市羽黒町1015番地２
債務者　長澤　勝美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
長野県松本市野溝西１丁目９番49号
債務者　藤井　松次
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９５５号
名古屋市中川区戸田ゆたか２丁目903番地
債務者　加山　光義
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部